

改正

昭和57年2月22日規則第3号

平成5年3月31日規則第30号

平成8年3月31日規則第28号

平成10年3月31日規則第33号

平成13年3月30日規則第63号

平成23年3月31日規則第20号

平成26年3月31日規則第9号

令和3年3月26日規則第19号

沖縄県公害審査会規則をここに公布する。

沖縄県公害審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第2条の規定に基づき、沖縄県公害審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(あつせん委員等の指名)

第2条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）第28条第2項、第31条第2項又は第39条第2項ただし書の規定によりあつせん委員、調停委員又は仲裁委員を指名する場合には、当該紛争に係る事件について直接利害関係を有しない者を指名しなければならない。

(あつせん委員の協議)

第3条 あつせん委員は、互選により主任あつせん委員を定めるものとする。

2 あつせん委員は、申請に係る紛争について次に掲げる事項を決定しようとするときは、あつせん委員の全員で協議しなければならない。

- (1) あつせん案の提示
- (2) 法第30条の規定によるあつせんの打切り
- (3) その他会長が必要と認める事項

3 前項の規定による協議がまとまらないときは、あつせん委員の過半数でこれを決する。

4 主任あつせん委員は、必要に応じて事案の経過及び結果を審査会の会議（以下「審査会議」という。）に報告しなければならない。

（あつせん手続の非公開）

第4条 あつせん委員の行うあつせんの手続は、公開しない。

（調停委員会）

第5条 調停委員会に調停委員長を置き、調停委員の互選によつてこれを定める。

2 調停委員会の会議（以下「調停会議」という。）は、調停委員長が招集する。

3 調停会議は、調停委員の全員の出席がなければ、開くことができない。

4 調停会議の議事は、調停委員の過半数でこれを決する。

5 調停委員長は、必要に応じて、調停会議の経過及び結果を審査会議に報告しなければならない。

（仲裁委員会に係る準用規定）

第6条 前条の規定は、仲裁委員会について準用する。

（委員以外の者の発言）

第7条 審査会の事務を担当する職員及びその他の職員は、会議において、指名により、特定の事項について報告し、又は説明することができる。

（会議の非公開）

第8条 審査会議、調停会議及び仲裁委員会の会議は、公開しない。

（あつせん等の手続に係る調書）

第9条 あつせん委員、調停委員会又は仲裁委員会は、あつせん、調停又は仲裁の手続について、調書を作成しなければならない。

（和解契約書の作成）

第10条 あつせん又は調停によつて当事者間に合意が成立したときは、和解契約書を作成するものとする。

2 前項の和解契約書は、三部作成し、当事者が各一部を保管し、一部は審査会が保管するものとする。

（庶務）

第11条 審査会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年2月22日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第30号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月31日規則第28号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第33号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第63号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第20号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第19号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。